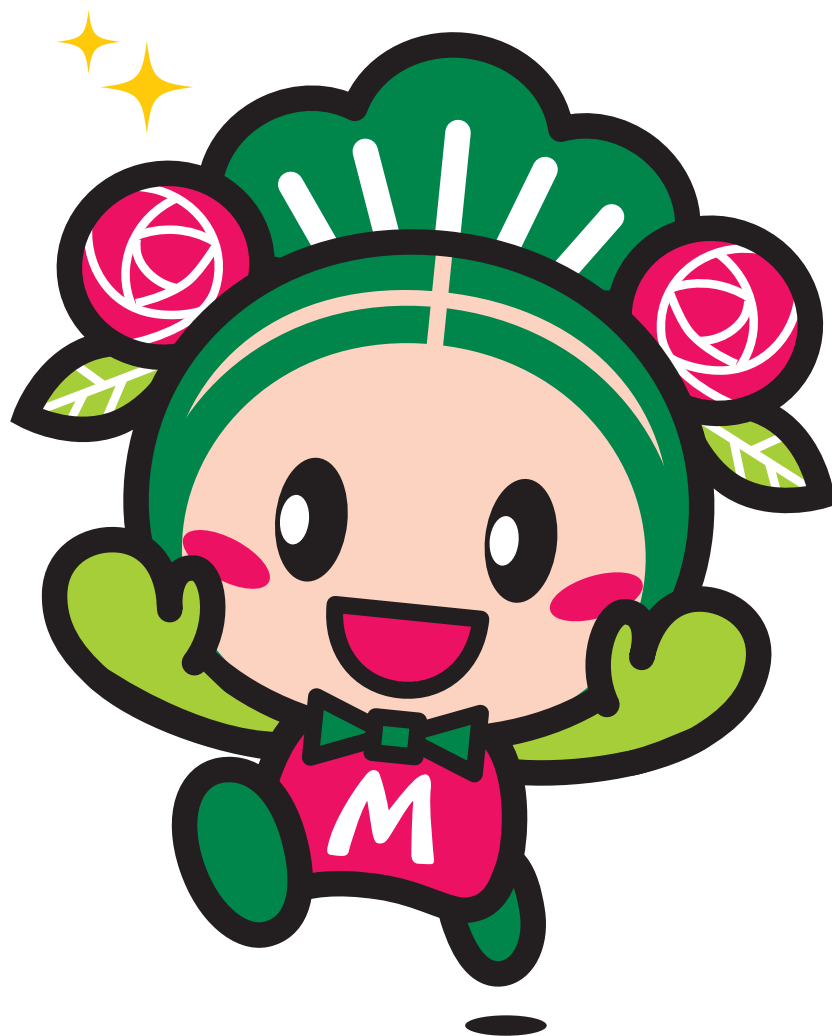


松原市マスコットキャラクター「マッキー」

利用の手引き



令和3年12月

1. はじめに

マッキーのイラストや写真等を使用する際には、松原市観光・シティプロモーション課に申請してください。申請には下記の書類を必ず提出してください。

①松原市マスコットキャラクター使用承認申込書（以下、申込書）

印鑑が必要です。企業などの場合は代表者の印鑑です。

②利用する商品などの見本

見本が添付できない場合は写真・図案や原稿など確認できるものでOKです。

③企業・団体などの概要書

個人の場合は活動内容がわかるものを添付してください。

④販売や配布などをする場所や金額などの詳細

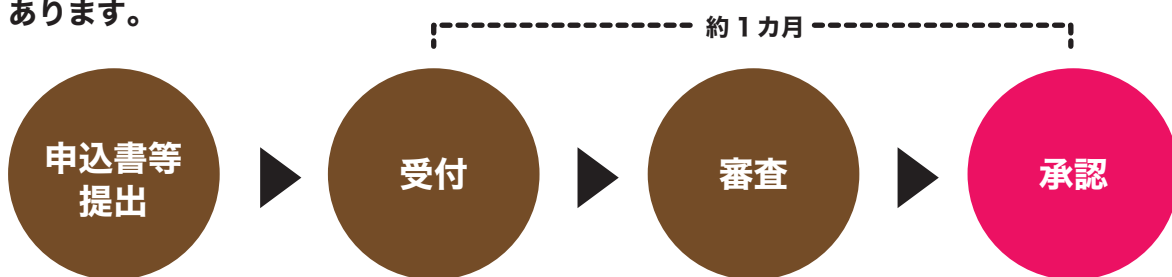


提出先 〒580-8501 松原市阿保 1-1-1 松原市市長公室観光・シティプロモーション課

※審査には1カ月ほどかかります。お早めに申請してください。

2. 手続きの流れ

受付完了から約1カ月ほどかかります。修正などが必要な場合はそれ以上かかる場合があります。



承認通知書をお渡しします



早めに
申し込んでなっ！

※デザインの修正など、調整作業を行います。担当者に連絡が入りますので、連絡が取りやすい電話番号を申込書に記載してください。

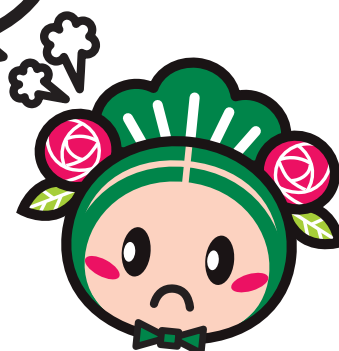
※高解像度のイラスト・写真・ロゴをお渡しします。データ形式等をお伝えください。

3. 利用内容を変更する場合

デザインや種類を増やしたい場合など、現在利用中の方で、内容を変更する場合は、変更申請が必要です。松原市マスコットキャラクター使用承認変更申込書を提出してください。

- キーホルダーのデザインを変えたい。
- 品物の色のバリエーションを増やしたい。
- 申請時より販売数が増えた。 など

きちんと
申し出てやっ！！

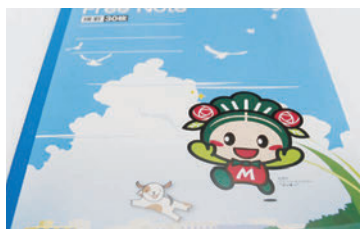


※以前申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要になりますので、ご注意ください。

4. 商品等の見本について

商品（見本）の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、マッキーをどのように使用するか具体的にわかるものが必要です。

〈商品〉



どんな商品になるのか、具体的にイメージがわかるものを提出してください（POP、タグ、台紙などの販売促進物についても申請時にまとめてデザインを提出してください）。現物を提出できない場合は設計図などを提出してください。

〈パッケージ〉



どこにどのような大きさ・色で使うのか明記してください（シール・ラベルなどを食品に貼り付ける場合は、シールなどのデザイン案とシールを貼る商品の画像をつけてください）。

〈チラシやパンフなどの印刷物〉



印刷物の中で、どこにどのような大きさ・色で使うのか明記してください。

5. 利用にあたっての留意事項

1

利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、松原市は一切の責任を負いません。

2

利用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者などに誤認や誤解を与えないようにしてください。

3

承認通知は、松原市が著作権を有するマッキーのイラスト・写真・ロゴを使用することを許可するもので、承認通知を受けた者に権利は発生しません。また他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

6. 手続き Q & A



- Q.** 申込書の提出はメールでもよいですか？
- A.** 正式な申込書は、印鑑が必要なため、松原市観光・シティプロモーション課まで郵便または持参にてお持ちください。
- Q.** 個人が利用する場合でも、申請しなければいけませんか？
- A.** 個人で年賀状などに使用される場合は、申請は不要です。ただし、イラストや写真の近くに「松原市マスコットキャラクター マッキー」と記載してください。個人で「マッキー」が掲載された商品を販売される場合や、イベント等の広告物などに使用する場合は、必ず申請してください。
- Q.** 企業内の社員研修用の冊子の中に「マッキー」イラストを掲載してもいいですか？
- A.** 企業内で、その企業の社員だけが見られるものは、申請不要です。ただし、イラストや写真の近くに「松原市マスコットキャラクター マッキー」の記載をお願いします。外部発行する場合や一般の方がご覧になる場合は申請が必要です。
- Q.** 承認通知を受けた商品などの利用期間に制限はありますか？
- A.** ありません。利用内容に変更がある場合は、承認変更申込書を提出してください。

7. デザインについて（基本デザイン）

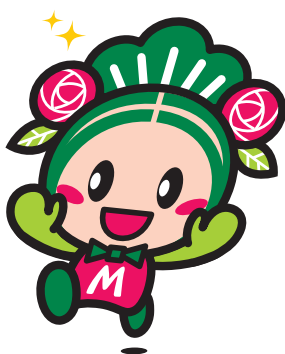
マッキーのイラストや写真等は、原則以下のとおり正しくお使いください。

なお、マッキーに関する著作権は松原市に帰属します。

禁止例

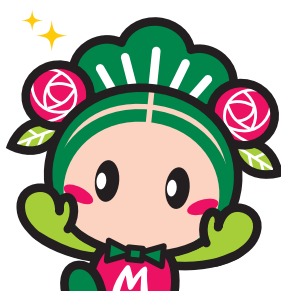
①変形させてはいけません

縦横の比率を変えたり、左右反転や歪ませたりしないでください。



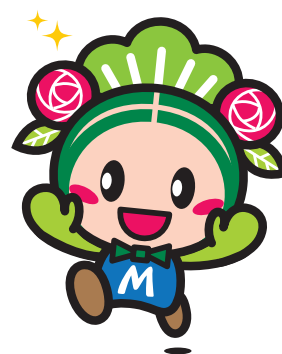
②切り取ってはいけません

マッキーの一部を切り取ったり、途中までを使用したりしないでください。



③色を変えてはいけません

色指定以外の色を使用しないでください。



④上に重ねてはいけません

マッキーの上に別の絵や写真を重ねて記載しないでください。



⑤改造してはいけません

枠線の比率を太くしたりなど、デザインを変更しないでください。



⑥内容を変えてはいけません

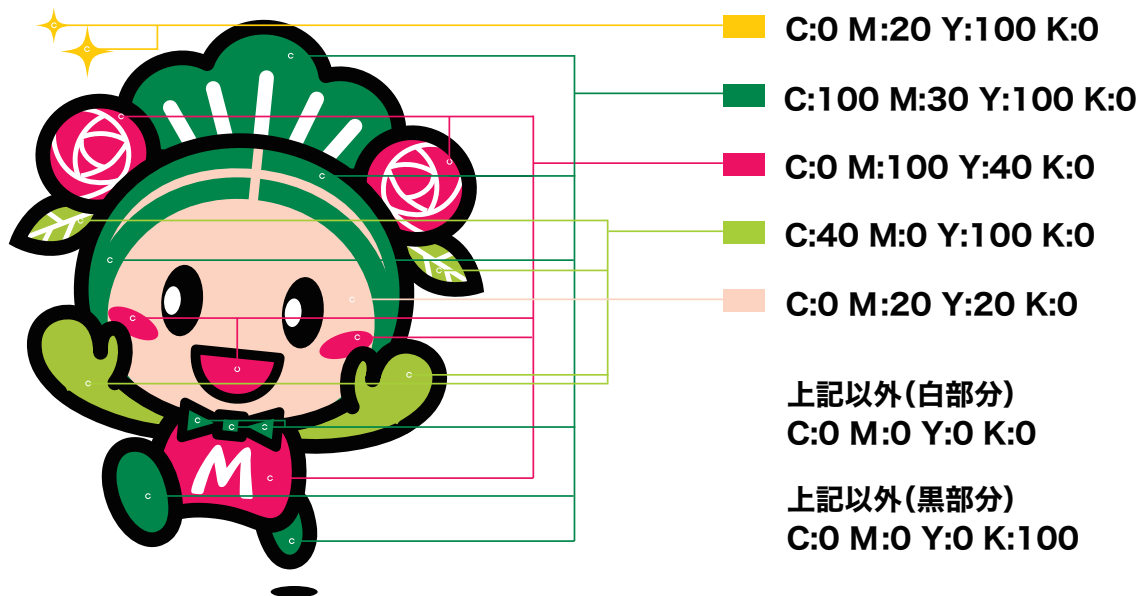
マッキーに物を持たせたり、過度な背景を加えたりしてデザインの内容を変えないでください。



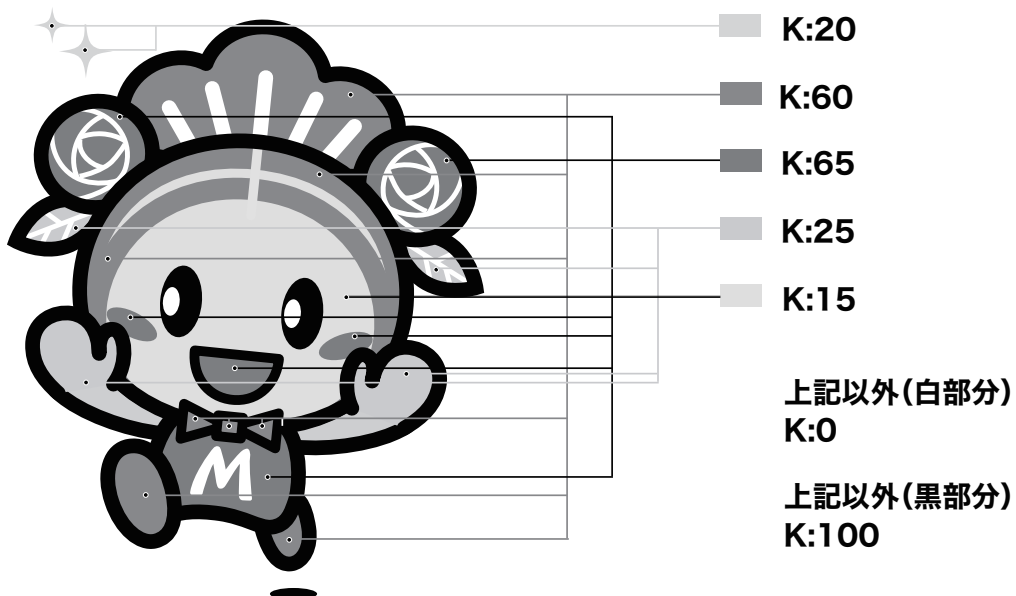
※ これらは一例であり、マッキーのイメージを損なうようなデザインや公序良俗に反するようなデザインでの使用は禁止します。また、イメージを損なわず、デザイン的に優れていると見なされた場合は、観光・シティプロモーション課にて協議後、承認する場合があります。

色指定

【4色フルカラー (CMYK)】



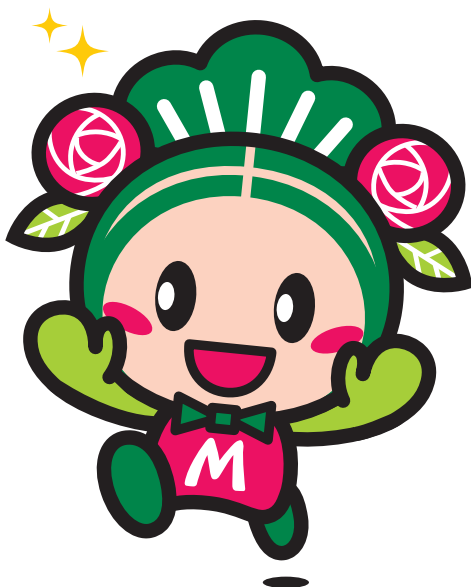
【グレースケール】



※ロゴや写真の色は、原則変更しないようにしてください。

基本デザイン (イラスト)

1



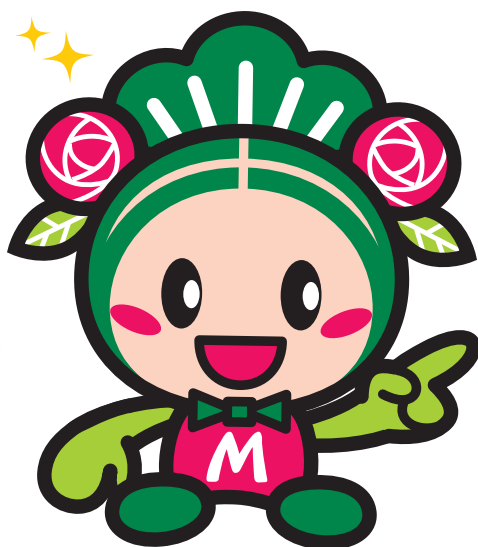
2



3



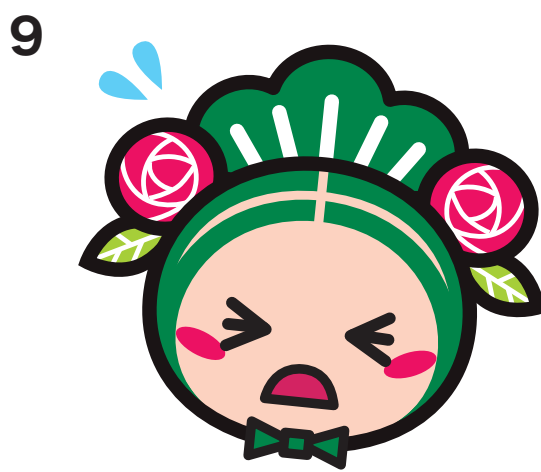
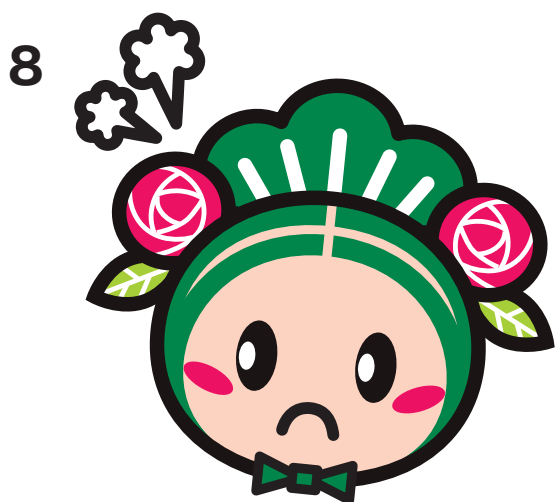
4



5



基本デザイン (イラスト)



基本デザイン (イラスト・ロゴ)



基本デザイン (写真)

18



19



20



21



22



23



基本デザイン (竹内街道 PR デザイン)

24

キャラクターのみの使用



25

日本遺産
.....
竹内街道のあるまち
.....
松原市
.....



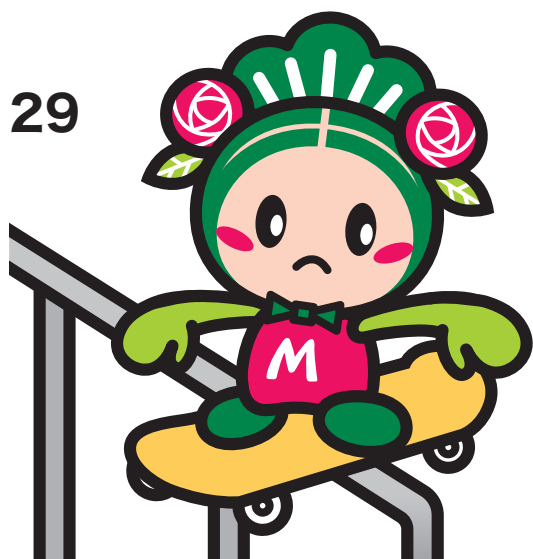
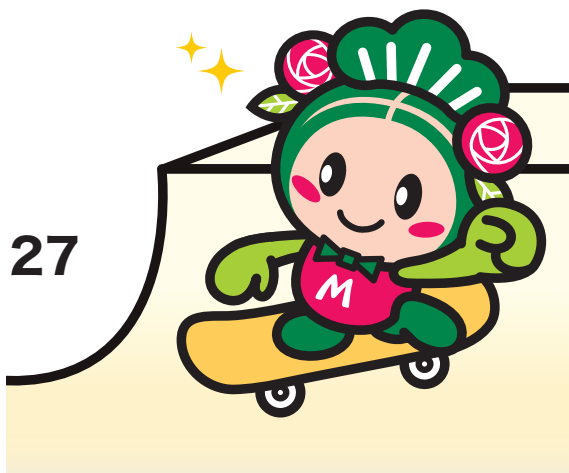
キャラクター・松原市 竹内街道 PR キャッチコピー・石畳の一式

26



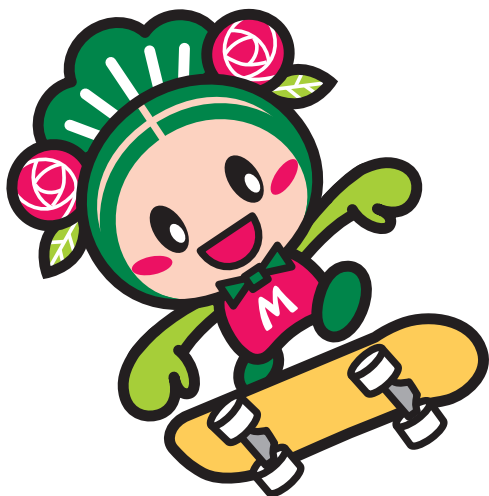
竹内街道 PR 包装紙

基本デザイン (スケートボード)



基本デザイン (スケートボード)

33



34

